

平成29年度 さいたま市立泰平中学校いじめ防止基本方針

I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という基本認識の下、本校の全生徒が、明るく楽しい生活を送ることができる学校をつくるため、並びに、いじめを起こさない・いじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市立泰平中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

さいたま市立泰平中学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の全生徒が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめの問題に係る事件・事故を、いつでも学校に起こりうる、という危機感をもつこと。
- 2 いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 3 生徒一人ひとりの自己存在感・自尊感情を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- 4 学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに、いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織対応につなげる。
- 5 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 6 いじめる生徒に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる生徒が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 7 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、生徒への指導を組織的に行う。また、学校と家庭が連携・協力して事後指導にあたる。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

さらに、「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、生徒の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

また、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることができない。いじめが「解消している」状態は、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、3か月を目安とする。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

(1) 目的

いじめの問題行動を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめ防止等の取り組みをする。

(2) 構成員

生徒指導部会（校長、教頭、主幹（教務主任）、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、養護教諭）
学年主任、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、さわやか相談員、
スクールカウンセラー、学校地域連携コーディネーター、
PTA会長、主任児童委員、民生委員、自治会長、警察関係者等

※必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、医師、弁護士、警察官経験者など構成委員以外の関係者を招集し、対応できる。

(3) 開催

- ア 定例会（各学期1回程度開催）
- イ 校内委員会（生徒指導部会と兼ねて開催）
- ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

(4) 内容

学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの早期発見のための、いじめ相談・通報を受ける窓口となる。
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。（PDCAサイクルの実行を含む）

(5) 重大事態の発生時の組織

「Ⅷ 重大事態への対応」に定める通り、教育委員会の指導・支援のもと、いじめ対策委員会を母体とした調査組織を設置する。

2 生徒いじめ対策委員会

(1) 目的

いじめの問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意

識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。

(2) 構成員

中央委員会メンバー（生徒会本部役員、各専門委員長、学級委員）

(3) 開催

6月・11月（本校いじめ撲滅強化月間に合わせて実施）

(4) 内容

ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。

イ 話し合いの結果を学校に提言する。

ウ 提言した取組を推進する。

エ いじめの未然防止に向けた児童（生徒）主体的な取り組みを推進するため、各委員会の委員長や各クラブの部長、学級委員が集まる話し合いを開催する。

V いじめの未然防止

学校における人権教育の推進、読書活動・体験活動の充実、「さいたま市子ども会議」「いじめ防止シンポジウム」「心を潤す4つの言葉推進運動」に加えて、以下のような取り組みについて記載する。

1 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

○ 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。

○ 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道徳の時間を通して

○ 「いじめ撲滅強化月間」（6月）に、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

○ 生徒の実態に応じて、以下の内容について取り組む。

・ 生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり

・ 生徒会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開

・ 校長等による講話

・ 「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導

・ 学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

○ 毎学期、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。

○ 「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返すことにより、人との関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

○ 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

○ 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

○ 生徒が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に

付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する 경우가多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

○ 授業の実施：6月（予定）

5 メディアリテラシー教育を通して

(1) 「携帯・インターネット安全教室」の実施

○ 生徒の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

○ 「携帯・インターネット安全教室」の実施：7月（予定）

6 「幼児触れ合い体験」を通して

○ 幼児と触れ合ったり、親が愛情をもって、子どもに接する姿に触れたりすることを通して、自他の生命を大切にできる生徒の育成をねらいとして、いじめのない集団づくりに努める。

○ 「幼児触れ合い体験」の実施：11月（予定）

7 保護者との連携を通して

○ いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。

○ 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。

○ 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

8 あいさつ運動を通して

○ 教職員による毎日の登下校指導を通して、生徒の変化を見逃さないように努める。

○ 生活委員会の活動を通し、あいさつ運動を校内に推進する。

○ 定期的に小・中一貫教育の推進のため、小学生とともにあいさつ運動を行う。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の生徒の観察

○早期発見のポイント

- ・生徒のささいな変化に気付くこと。
- ・気付いた情報を共有すること。（簡易報告用紙の活用）
- ・情報に基づき、速やかに対応すること。

(1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底

(2) 生活ノート：内容や文章量の変化、提出しなくなるなどの変化

(3) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている

(4) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる

(5) 給食：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる

(6) 部活動：部活動を無断で休む、ペアにならない、雑用をやらされている

(7) 登下校指導：独りぼっち、荷物を持たせられる

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

(1) アンケートの実施

○4月・10月・1月 ※必要に応じて実施する。

(2) アンケート結果の活用

○学年・学校全体で情報共有する。

○アンケート結果に応じて、生徒と面談を行う。面談した生徒について、記録をとり保存する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

(1) 簡易アンケートを毎学期実施し、「いじめに係る状況調査」に反映させる。

(2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談週間の実施

- (1) 年5回、教育相談週間を設定する。
- (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ① 教育相談だよりの発行
 - ② さわやか教育相談室の充実

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施 : 1月
- (2) アンケート結果の活用 : 学年・学校全体で情報共有する。

6 地域からの情報収集

- (1) 随時、情報提供を受け付け、教頭が情報を集約する。

Ⅶ いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

(1) 学校の役割

- 校長は、・・・情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は、・・・校内・校外の関係者間の連絡・調整を図る。
- 主幹（教務主任）は、・・・教頭とともに、校内・校外の関係者間の連絡・調整を図る。
- 担任は、・・・事実の確認のため、情報収集を行う。
いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年主任は、・・・担当する学年の生徒の情報収集を行う。
担当する学年の情報共有を行う。
校長（教頭）に報告する。
- 学年担当は、・・・学年主任の指示のもと、情報共有する。
- 生徒指導主任は、・・・生徒の情報を把握できる体制づくりをする。
生徒の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は、・・・生徒の心に寄り添い、相談室等と協力して支援を行う。
- 特別支援教育コーディネーターは、・・・問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭は、・・・生徒の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- さわやか相談員は、・・・生徒の心の寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーは、・・・専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、生徒へのカウンセリング等を行う。

(2) 保護者・地域の役割

- 保護者は、・・・家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 地域は、・・・いじめを発見し、または、いじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 「いじめに係る対応の手引き」に基づき、生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間にわたり学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定、文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。
 - ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
 - イ) 「相当の期間にわたり学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・ 年間30日を目安とする。
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対応を行う。
 - ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

(1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底

- 年度当初の生徒指導研修会にて「学校いじめ防止基本方針」を教職員に示し、共通理解を図る。

(2) 取組評価アンケートの実施、結果の検証

- いじめ対策委員会の校内委員会が主体となってアンケートの実施・検証を行う。
- 職員会議においてアンケート結果を教職員に示し、学校全体で情報を共有する。

2 校内研修

(1) わかる授業づくり

- 授業規律や毎月の生活目標に基づいて指導する。
- 生徒が主体的・意欲的に取り組むことができる授業づくりにむけて、絶えず改善に努める。

(2) 生徒指導・教育相談に係る研修

- 年度当初、問題行動、不登校等の生徒について情報交換等の研修会を実施し、共通理解、共通行動を図る。
- 夏季休業を利用し、生徒の実態に合わせた事例研修や個々の生徒の共通理解を図る研修会を実施する。

(3) 情報モラル研修

- 情報社会の特性を理解し、情報社会で適正な活動を行うための考え方・態度を育成するために、必要な指導力を高める。

(4) 「ネットいじめ」に係る研修の実施

- 「ネットいじめ」等に、迅速かつ適切に対応するため、情報担当と連携して、児童生徒の実態に応じて、内容を検討し、適宜行う。

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

(1) 検証を行う期間

- 前期・後期とする。

2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

(1) 「取組評価アンケート」の実施時期

- 11月、3月とする。

(2) いじめ対策委員会の開催時期

- 7月、11月、3月とする。

(3) いじめの問題に関する校内研修の開催時期

- ・ 5月29日：学校いじめ防止基本方針の改定に伴う研修
- ・ 8月21日：生徒指導に係る伝達研修
- ・ 8月21日：特別支援教育（国際教育、人権教育）に係る研修